

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	被災者台帳作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

砥部町は、被災者台帳作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

砥部町長

公表日

令和8年1月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、災害発生時に住民の安否確認や被災状況の確認を行い、被災者台帳作成及び管理を行う。
③システムの名称	被災者台帳(表計算ソフト)、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の36の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第28条 3. 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号) ・第90条の3 ・第90条の4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (被災者台帳作成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(56の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) : 第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課、税務課
②所属長の役職名	総務課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	砥部町総務課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	砥部町総務課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介入する局面(データベースへの入力、申請書等の保管、申請書等の廃棄など)は複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年間を通してe-ラーニング等で啓発を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	Ⅱ-1・2	平成27年3月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	様式の変更に伴い見直しを行った
平成31年3月1日	Ⅳリスク対策			事後	様式の変更による追加
令和3年9月15日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ※以下略	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ※以下略	事後	
令和8年1月7日	Ⅰ-5-①部署	戸籍税務課	総務課、税務課	事後	課の再編による変更
令和8年1月7日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	戸籍税務課長	総務課長、税務課長	事後	課の再編による変更
令和8年1月7日	Ⅳ-8人手を介在させる作業		人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か「十分である」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	Ⅳ-8人手を介在させる作業		判断の根拠 「特定個人情報の取扱いに関して手作業が介入する局面(データベースの入力、申請書等の保管、申請書等の廃棄など)は複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		「9) 従業者に対する教育・啓発」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		当該対策は十分か【再掲】 「十分である」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		判断の根拠 「年間を通してe-ラーニング等で啓発を行っている。」を加筆	事後	様式の変更による追加